様式第21号（第68条関係）　　（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和5年　4月　24日

広島県知事　　様

提出者

住所　　尾道市天満町16番1号

氏名　　株式会社　葉名組
代表取締役　葉名　範秀

（法人にあっては，名称及び代表者の氏名）

電話番号　　0848-23-8793

広島県生活環境の保全等に関する条例第85条第1項の規定により，　　5年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので，提出します。

事業場の名称	
事業場の所在地	
計画期間	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	**条例別紙１，２のとおり**
①事業の種類	
②事業の規模	
③従業員数	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	**条例別紙１，２のとおり**
（管理体制図）	

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	**条例別紙１，２のとおり**	
①現状	【前年度（　　年度）実績】	
産業廃棄物の種類		
排出量	t	t
	（これまでに実施した取組）	
②計画	【目標】	
産業廃棄物の種類		
排出量	t	t
	（今後実施する予定の取組）	

産業廃棄物の分別に関する事項	**条例別紙１，２のとおり**
①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			条例別紙１，２のとおり
①現状	【前年度（　　年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			条例別紙１，２のとおり
①現状	【前年度（　　年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項　**条例別紙１，２のとおり**			
①現状	【前年度（　　年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項　**条例別紙１，２のとおり**			
①現状	【前年度（　　年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組）		

	②計画	【目標】	条例別紙１，２のとおり	
		産業廃棄物の種類		
		全処理委託量	t	t
		優良認定処理業者への処理委託量	t	t
		再生利用業者への処理委託量	t	t
		認定熱回収業者への処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
		（今後実施する予定の取組）		
※事務処理欄				

備考

1　前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

2　当該年度の６月30日までに提出すること。

3　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は，以下に従って記入すること。

(1)①欄には，日本標準産業分類の区分を記入すること。
(2)②欄には，製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績），建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績），医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
(3)④欄には，当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は，委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には，産業廃棄物の種類ごとに，自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と，自ら中間処理を行うことによって減量した量について，前年度の実績，目標及び取組を記入すること。

5　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には，産業廃棄物の種類ごとに，全処理委託量を記入するほか，その内数として，優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の11第２号に該当する者）への処理委託量，処理業者への再生利用委託量，認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について，前年度実績，目標及び取組を記入すること。

6　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは，当該欄に「別紙のとおり」と記入し，当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また，産業廃棄物の種類が３以上あるときは，前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し，当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また，それぞれの欄に記入すべき事項がないときは，「―」を記入すること。

7　※欄は記入しないこと。

条例別紙1（条例-産業廃棄物処理計画書）
現状：前年度（　　令和4年度）実績量
計画：今年度（　　令和5年度）計画量

単位:トン／年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量（前年度実績値の①）		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量（前年度実績値の②+⑧）		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量（前年度実績値の⑤）		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量（前年度実績値の⑦）		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量（前年度実績値の③+⑨）		全処理委託量（前年度実績値の⑩）		優良認定処理業者への処理委託量（前年度実績値の⑪）		再生利用業者への処理委託量（前年度実績値の⑫）		認定熱回収業者への処理委託量（前年度実績値の⑬）		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量（前年度実績値の⑭）	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥	7.3	7									7.3	7			7.3	7				
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	8.94	5									8.94	5			8.94	5				
紙くず	0.84	1									0.84	1			0.84	1				
木くず	36.01	40									36.01	40			36.01	40				
繊維くず																				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず	24.7	10									24.7	10			24.7	10				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	0.0415										0.0415									
鉱さい																				
がれき類	425.49	400									425.49	400			425.49	400				
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
廃石膏ボード	12.15	5									12.15	5			12.15	5				
石綿含有産業廃棄物	1.08										1.08									
建設混合廃棄物	1.19										1.19									
合計	517.7415	468	0	0	0	0	0	0	0	0	517.7415	468	0	0	515.43	468	0	0	0	0

条例別紙２（条例-産業廃棄物処理計画書）

１　当該事業場において行っている事業に関する事項

①事業の種類	総合建設業
②事業の規模	前年度実績　　6億円
③従業員数	15人
④産業廃棄物の 一連の処理の工程	・がれき類：現場（発生・分別）→自社運搬・収集運搬業者→処分業者 ・木くず類：現場（発生・分別）→自社運搬・収集運搬業者→処分業者 ・紙くず類：現場（発生・分別）→自社運搬・収集運搬業者→処分業者 ・廃プラスチック類・ガラスくず類・繊維くず類：現場（発生・分別） →自社運搬・収集運搬業者→処分業者 ・汚泥（発生）→収集運搬業者→処分業者

２　産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項（管理体制図等，別紙を参照）

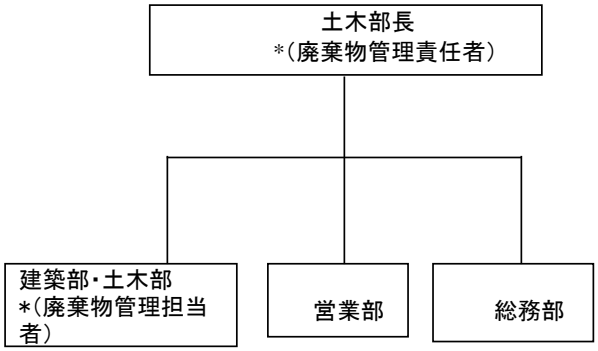

*（廃棄物管理責任者）
廃棄物処理の策定、処理計画実施状況の
管理監督、委託契約の締結、社員教育などえを行う。

*（廃棄物管理担当者）
廃棄物処理法関係の各種書類の作成・提出、処理計画
の実施及び状況把握、ﾏﾆﾌｪｽﾄの交付・確認などを行う。

３　産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	（これまでに実施した取組） 受注に応じた量が排出されるが、建設・解体の施工方法の改善によって抑制している。
②計画	（今後実施する予定の取組） 現状どおり実施する。

４　産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 建設現場での分別を実施し、混合廃棄物を抑制している。
②計画	（今後，分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 現状どおり実施する。

5　自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	（これまでに実施した取組） 該当なし
②計画	（今後実施する予定の取組） 該当なし

6　自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	（これまでに実施した取組） 該当なし
②計画	（今後実施する予定の取組） 該当なし

7　自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	（これまでに実施した取組） 該当なし
②計画	（今後実施する予定の取組） 該当なし

8　産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	（これまでに実施した取組） ・産業廃棄物の委託基準に伴い、事前に各々の業者の許可について確認し、書面により委託契約している。 ・産業廃棄物を排出する際には、マニフェストを交付し、最終処分までその都度適正処理がされていることを確認し、マニフェストは5年間保存している。
②計画	（今後実施する予定の取組） ・現状どおり実施し、可能な限り、再生業者に委託し、処分業者の施設や処分状況の現場確認も行う。